

建保発第117号
平成28年9月9日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 森 長 義

個人番号（マイナンバー）の利用の開始に伴う事務取扱について

初秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）については、平成27年10月から、国民一人ひとりに12桁の番号（以下「個人番号（マイナンバー）」という。）が付番され、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策の各分野で導入されているところです。

当健康保険組合においては、平成29年1月から個人番号（マイナンバー）を利用して事務を実施する予定です。

つきましては、個人番号（マイナンバー）の利用の開始に伴う事務取扱について、下記のとおりお知らせしますので、事業主、被保険者及び被扶養者の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

I マイナンバー制度の概要について

1 目的

国民一人ひとりに12桁の番号（マイナンバー）が付番され、社会保障・税・災害対策の分野において、マイナンバーを利用して各行政機関等が保有、管理する個人情報を一元的に管理・把握することで、①国民の利便性の向上、②行政機関等での事務の効率化、③社会保障や税の負担の公平化等を図ることを目的としています。

2 制度導入スケジュール

平成27年10月～

- ・ 国民一人ひとりに住民登録している市区町村からマイナンバー（12桁の番

号)が通知されます。

平成28年1月～

- ・ 社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が開始されます。
- ・ 本人が住民登録している市区町村に申請を行うことで、マイナンバーカードが交付されます。
※ マイナンバーカードには、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写が表示され、かつ、これらの事項がICチップにも記録されます。

平成29年1月～

- ・ 国の行政機関間で情報連携が開始されます。

平成29年7月～

- ・ 地方公共団体、医療保険者（健康保険組合等）との情報連携が開始されます。

3 マイナンバーの取得

マイナンバーが各個人に通知されましたら、事業主は被保険者から被扶養者を含むマイナンバーの提供を受け、平成28年1月以降に健康保険組合に届出させていただくことになります。

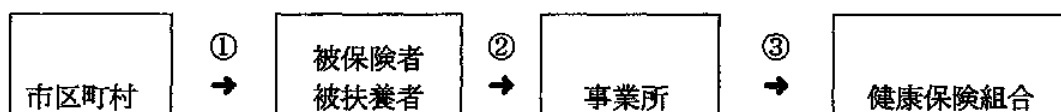
マイナンバーの運用開始後は、健康保険の各種手続きの際に、マイナンバーを届書等に記載していただくこととなりますので、各種届書の様式は現在のものから変更される予定です。

健康保険・厚生年金保険の適用関係では、平成29年1月から次の様式が変更される予定です。

- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 資格取得届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 資格喪失届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額算定基礎届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額変更届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者 賞与支払届
- ・ 健康保険被扶養者（異動）届 等

また、適用関係以外にも、療養費、傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料（費）等の保険給付の申請にかかる手続きにおいてもマイナンバーが利用されることが予定されています。

4 マイナンバーの受け取りから提供までの流れ



- ① 市区町村からマイナンバーが記載された「通知カード」が該当者の手元に届き

ます。(平成27年10月～)

- ② 被保険者がご本人と被扶養者全員のマイナンバーを事業所に提供します。
- ・マイナンバーを取得する際は、法律の範囲内で利用目的を特定して明示しておくことになっており、明示していない目的で利用する場合は、改めて本人に通知等により明示する必要があります。
被保険者等からマイナンバーを取得する際は、必ず「健康保険届出事務」に使用する旨を明示してください。
 - ・マイナンバーを取得する際は、「番号確認」と「身分確認」が必要となります。
詳しくは、内閣府ホームページの「本人確認の措置について」
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kakunin.pdf>)を確認してください。
- ③ 事業所は被保険者から受けた被扶養者分を含むマイナンバーを健康保険組合に提供します。

II 個人番号（マイナンバー）の収集に関する事務処理について

当健康保険組合として、被保険者及び被扶養者の皆様の個人番号（マイナンバー）を収集するに当たり、個人番号の収集対象者、収集方法、事務処理体制及び事務処理スケジュールについて、別添のとおり、「個人番号（マイナンバー）の収集に関する事務処理基本計画書」（概要）を策定し、その計画に基づいて事務処理を行いますので、事業主、被保険者及び被扶養者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

III 適用関係届等の回付事務の廃止について

厚生年金保険の適用関係届（賞与支払届を除く。）については、現在、事業主様から当健康保険組合へ提出していただき、当健康保険組合は日本年金機構へ回付しているところです。

平成29年1月から、前記Iの3のとおり、適用関係届の様式が変更され、個人番号欄が設けられる予定です。

健康保険組合は、厚生年金保険の適用関係届に係る個人番号（特定個人情報）を取扱うことができないため、次のとおり、回付事務を廃止しなければならなくなりましたので、事業主様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 厚生年金保険の適用関係届を健康保険組合経由で日本年金機構へ回付している事務については、事業主様へのワンストップサービスとして実施しています。
- 2 社会保障・税番号制度の導入に伴い、被保険者資格取得届等の適用関係届に、個人番号を記載する予定となっています。
- 3 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に、個人番号の利用範囲などが定められており、健康保険組合では、個人番号（特定個人情報）が記載された厚生年金保険の適用関係届を取扱うことができなくなります。
- 4 このことにより、個人番号が記載された厚生年金保険の適用関係届は、健康保険組合を経由せず、事業主様から直接、日本年金機構へ提出していただく取扱いとさせていただきます。

また、個人番号の記載のない適用関係届も同様の取扱いとさせていただきます。

5 厚生年金保険の適用関係届を日本年金機構に提出された後、届け出た内容に変更があった場合は、健康保険組合にその旨を連絡していただきますようお願いいたします。

6 郵送による厚生年金保険の適用関係届書の提出先は、年金事務所ではなく、管轄の事務センターに送付されるよう日本年金機構から協力依頼がされています。

○ 送付先（郵便番号と事務センター名のみで届きます。）

〒651-8514 日本年金機構 兵庫事務センター行

7 この取扱いの実施時期は次のとおりとします。

(1) 試行期間（周知期間） 平成28年11月1日から平成28年12月31日まで

平成28年11月1日から、日本年金機構へ直接提出していただきます。

当健康保険組合へ提出された場合は、電話等で取扱いの変更をお知らせした上、日本年金機構へ回付します。

(2) 本格実施時期 平成29年1月1日

当健康保険組合へ提出された場合は、事業主様に返戻します。

国民年金の第3号届についても、厚生年金保険の適用関係届と同様に、平成28年11月1日から、健康保険組合を経由せず、事業主様から、日本年金機構へ提出していただく取扱いとさせていただきます。

なお、健康保険組合における医療保険者の証明は、当面、現行どおりとさせていただきます。証明した後、事業主様に返送しますので、事業主様から日本年金機構へ提出していただきますようお願いいたします。

今後、第3号届の取扱いに変更があった場合は、お知らせさせていただきます。

平成28年9月1日

個人番号（マイナンバー）の収集に関する事務処理基本計画書（概要）

兵庫県建築健康保険組合

I 目的

この基本計画書は、個人番号の収集に関する事務処理を円滑に実施し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」上の情報提供者としての責務を果たすことができるように策定するものである。

なお、この基本計画書の内容について、変更又は追加を要する場合は、すみやかに、適切に対応することとする。

II 個人番号の収集対象者

- 1 平成29年1月1日時点の既存加入者（被保険者・被扶養者）
- 2 平成29年1月1日からの新規加入者（被保険者・被扶養者）

III 個人番号の収集方法

1 一般被保険者及びその被扶養者

(1) 平成28年9月30日現在の既存加入者の収集は、事業所が希望する提供方法を照会し、事業所の希望を確認の上、次のいずれかの方法とする。

- ① 加入者の個人情報データを記載した紙媒体を事業所に送付し、紙媒体の個人番号記載欄に個人番号を記載して返送していただく方法（紙媒体方法）
- ② 加入者の個人情報データを収録した電子媒体（CD-RW）を事業所に送付し、電子媒体の個人番号入力エリアに個人番号を入力して返送していただく方法（ターンアラウンド方法）
- ③ 加入者の個人情報データを収録していない電子媒体（必須項目（※）を仕様とする空のエクセルデータフォームのCD-RW）を事業所に送付し、事業所の人事・給与システムから必須項目をダウンロードした上、電子媒体に必須項目を入力して返送していただく方法（ダウンロード方法）

※必須項目は、次の項目であり、③④⑤は数字コードを入力する。

- ①健保記号・番号
- ②漢字氏名（全角のみ）
- ③性別（男：1 女：2）
- ④生年月日（昭和：5 平成：7）
- ⑤続柄（双子、三つ子の場合のみ入力が必要。長男：31 次男：32 三男：33 長女：41 次女：42 三女：43）
- ⑥個人番号

(2) 平成28年10月3日（月）から平成28年12月28日（水）までに届け出された新規加入者の収集は、健康保険組合から該当事業所に、前記(1)の①に準じた加入者の個人情報データを記載した紙媒体を送付し、紙媒体の個人番号記載欄に個人番号を記載して返送していただくこととする。

(3) 平成29年1月1日以降に届け出される新規加入者の収集は、様式が変更される被保険者資格取得届、被扶養者届に個人番号を記載して提出していただくこととする。

2 任意継続被保険者及びその被扶養者

「住基ネットからの個人番号取得要領」（厚生労働省保険局策定）により、電子媒体を利用し、住基ネットから個人番号を取得する。

※ 支払基金に個人番号の照会要求CSVファイル（電子媒体）を送付し、支払基金は、住基ネットを運営する地方公共団体情報システム機構に照会し、支払基金を経由して、個人番号が格納された電子媒体が返却される（3～4週間程度を要する）。

なお、支払基金に電子媒体を送付する際は、一定の要件（※）を満たすセキュリティ便を利用する。

- 一定の要件
 - ・ 電子媒体を施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運ぶこと。
 - ・ 荷物の追跡が可能であること。

3 個人番号の提供を拒否するなど個人番号の取得が困難である者

個人番号の提供を拒否する者に対しては、健康保険制度やその他の制度に個人番号が必要となることを懇切丁寧に説明し、ご理解をいただくよう努めることとする。

その上で、個人番号の取得が困難である場合は、「住基ネットからの個人番号取得要領」により、電子媒体を利用し、住基ネットから個人番号を取得する。

IV 事務処理体制

（責任者）	常務理事
（総括）	事務長
（事務処理担当）	職員

V 事務処理スケジュール

1 平成28年9月15日(木)

事業所に、個人番号の提供方法を照会する。

- ・回答期限 平成28年9月30日(金)

2 平成28年10月3日(月)～平成28年10月25日(火)

KOSMO-network 21(ダイワシステム)で管理している個人情報(CSVデータ)を活用して、平成28年9月30日(金)現在の収集対象者について、各事業所単位に分割し、アンケート調査の結果に基づいて、紙媒体又は電子媒体(CD-RW)に複写する。

3 平成28年11月1日(火)

事業所に、「加入者の個人番号(マイナンバー)の提出について(依頼)」文書に、事業所の希望に応じて、返送用の①紙媒体、②加入者の個人情報データを収録した電子媒体(CD-RW)又は③加入者の個人情報データを収録していない電子媒体(CD-RW)を添付して送付する。

なお、返送用として、レターパックライト(※)を同封する。

- ・提出期限 平成28年11月30日(木)

※レターパックライトは、追跡可能で、郵便物の配達状況を確認でき、郵便ポストからの投函が可能である。

4 平成28年12月5日(月)

前記3の未提出者について、督促する。

- ・提出期限 平成28年12月16日(金)

5 平成28年11月～平成28年12月26日(月)

① 提供された電子媒体による個人情報データ(個人番号を含む。)を、ダイワシステムに登録する。

② 提供された紙媒体による個人情報(個人番号)を、ダイワシステム(個人番号新規登録画面)に、手入力に登録する。

なお、登録処理後、処理結果リストを添付して決裁を受ける。

6 平成28年12月12日(月)

任意継続被保険者及びその被扶養者について、「住基ネットからの個人番号取得要領」により、支払基金に照会要求CSVファイルを送付する。

7 平成29年1月6日(金)

平成28年10月3日（月）から平成28年12月28日（水）までに届け出された新規加入者について、健康保険組合から該当事業所に、加入者の個人情報データを記載した紙媒体（個人番号記載欄を設けている。）を送付する。

なお、返送用として、レターパックライトを同封する。

・提出期限 平成29年1月16日（月）

8 平成29年1月27日（金）

個人番号を取得できなかった対象者について、「住基ネットからの個人番号取得要領」により、支払基金に照会要求CSVファイルを送付する。

個人番号登録伝票作成

Ver 1.0 UAA38XLS

姓
 名
 伝票作成

 ...必須入力
 ...編集済
 ...エラー

組合コード	支店コード	連番	漢字氏名 (全角のみ)	漢字氏名 (半角のみ)	カナ氏名 (半角のみ)	受付年月日
						元号 年月日

1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						